

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律に基づき、人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十年十二月七日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則一五―一四―三五

人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則
人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（勤務時間法第六条第四項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りの基準等） 第四条の三（略）</p>	<p>（勤務時間法第六条第四項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りの基準等） 第四条の三（同上）</p>

第四条の五の二 勤務時間法第六条第四項第二号の人事院規則で定める職員は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二条第一号に規定する障害者である職員のうち、同法第三十七条第二項に規定する対象障害者である職員及び当該職員以外の職員であつて勤務時間の割振りについて配慮を必要とする者として規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）第九条第一項に規定する健康管理医が認めるものとする。

第四条の六 第四条の四第三項の規定により週休日
を設け、及び勤務時間を割り振られた職員は、
第四条の五第三項各号に掲げる職員又は前条
に規定する職員に該当しないこととなつた場合
には、遅滞なく、その旨を各省各庁の長に届け
出なければならぬ。

2・3 （略）

第四条の七 第四条の四第三項の規定により週休
日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員が

（新設）

第四条の六 第四条の四第三項の規定により週休
日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員は
、前条第三項各号に掲げる職員に該当しないこ
ととなつた場合には、遅滞なく、その旨を各省
各庁の長に届け出なければならぬ。

2・3 （同上）

第四条の七 第四条の四第三項の規定により週休
日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員が

、単位期間の中途において第四条の五第三項各号に掲げる職員又は第四条の五の二に規定する職員に該当しないこととなった場合における当該単位期間の末日までの間の週休日及び勤務時間の割振りについては、引き続き、その該当しないこととなった直前に当該単位期間について設けられた週休日及び割り振られた勤務時間によることができるものとする。

(病気休暇)

第二十一条 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、次に掲げる場合以外の場合における病気休暇（以下この条において「特定病気休暇」という。）の期間は、次に掲げる場合における病気休暇を使用した日その他の人事院が定める日（以下この条において「除外日」という。）を除いて連続して九十日を超えることはできない。

一・二 (略)

、単位期間の中途において第四条の五第三項各号に掲げる職員に該当しないこととなった場合における当該単位期間の末日までの間の週休日及び勤務時間の割振りについては、引き続き、その該当しないこととなった直前に当該単位期間について設けられた週休日及び割り振られた勤務時間によることができるものとする。

(病気休暇)

第二十一条 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、次に掲げる場合以外の場合における病気休暇（以下この条において「特定病気休暇」という。）の期間は、次に掲げる場合における病気休暇を使用した日その他の人事院が定める日（以下この条において「除外日」という。）を除いて連続して九十日を超えることはできない。

一・二 (同上)

三 規則一〇―四第二十三条の規定により同規則別表第四に規定する生活規正の面Bの指導区分の決定又は同表に規定する生活規正の面Bへの指導区分の変更を受け、同規則第二十四条第一項の事後措置を受けた場合

2
2
6
(略)

三 規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）第二十三条の規定により同規則別表第四に規定する生活規正の面Bの指導区分の決定又は同表に規定する生活規正の面Bへの指導区分の変更を受け、同規則第二十四条第一項の事後措置を受けた場合

2
2
6
(同上)

附 則

この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。